

## 設計等の業務に関する報告書の提出について

建築士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書を  
 毎事業年度経過後三ヶ月以内に、都道府県知事に提出することが義務付けられています  
 構造計算書偽造事件を受けた建築士法改正の中で、建築士事務所の情報開示の一環としての提出等の義務  
 が定められました

## ■ 提出先・お問い合わせ (一社) 高知県建築士事務所協会

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階

電話 088-825-1231 / FAX 088-822-1170 / メール touroku@ksjk.or.jp(専用アドレス)

※令和 6 年 8 月から報告書及び閲覧等の事務を高知県より受託しております

## ■ 提出部数 1 部

受付印を押印した控えを希望される場合は、2 部作成し返信用封筒（返送先住所、必要な額の切手を貼付）を同封してください。返信用封筒の同封がない場合、返信等の対応はいたしかねますので、ご了承ください

※メールで提出された場合、控えは発行しません

## ■ 提出方法 持参・郵送・メール (touroku@ksjk.or.jp) のいずれか

## ※メールの場合の注意事項

- ・添付データは PDF 形式でご提出ください
- ・送信メールの件名（タイトル）は「設計等の業務に関する報告書（建築士事務所名）」としてください

## ■ その他、注意事項

- ・毎事業年度終了後（決算月終了後）3 ヶ月以内に提出してください  
 新規登録事務所は、初めて迎える事業年度終了日から 3 ヶ月以内に初回報告をしてください  
 （報告対象期間：登録日から事業年度の終了日まで）
- ・事業年度ごとに作成してください（複数年度分をひとまとめで作成することはできません）
- ・業務実績がない場合でも提出が必要です
- ・提出された報告書は、5 年間、一般の閲覧に供されます（同法第 23 条の 9）
- ・報告書を提出しなければ 30 万円以下の罰金に処せられる場合があります（同法第 40 条）

## ■ 提出物 (第一面) から (第五面) までを省略せずに全て提出してください

No.	書類名	記入上の注意
1	(第一面) 「報告書」	事業年度を必ず記入
2	(第二面) 「建築士事務所の業務の実績」	実績がない場合は、「該当なし」と記入
3	(第三面) 「所属建築士名簿」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理建築士であることがわかるように「級別」欄に「管理建築士」と記入</li> <li>・所属建築士全員記入（事業年度の途中で入退職された建築士についても「建築士氏名」欄に、入退職された日をかっこ書きで記入）</li> <li>・定期講習会は受講日を記入、修了証の発行日ではありません</li> </ul> ※ 所属建築士に変更がありましたら 3 ヶ月以内に変更届を (一社) 高知県建築士事務所協会に提出してください この所属建築士名簿では変更届となりませんので、ご注意ください
4	(第四面) 「所属建築士の業務の実績」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第二面) とは異なりますので、必ず記入（「第二面と同じ」というような記入はしないでください）</li> <li>・実績がない所属建築士は、「事業実績なし」と記入</li> </ul>
5	(第五面) 「管理建築士による意見の概要」	意見が無い場合、および開設者が管理建築士を兼ねる場合は「該当なし」と記入
6	※郵送で提出し、必要な場合のみ 「返信用封筒」	郵送で提出をし、受付印を押印した控えを希望される場合、必要な額の切手を貼付し返送先住所を記入した封筒

※「記入例」も併せてご確認ください

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

高知県知事 殿

年 月 日

（ ） 建築士事務所 高知県知事登録 第 号

事務所名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....  
〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。（役職名（代表取締役 等）も記載してください）

事業年度 年 月 ～ 年 月







